酒田市長 矢口明子様

酒田市監査委員 大 石 薫 (公 印 省 略)

酒田市監査委員 髙 橋 千代夫 (公 印 省 略)

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果 に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

記

## 1 監査対象及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
建設部	8月31日	9月19日~	10月17日
建築課		11月11日	
建設部	8月31日	9月18日~	10月20日
土木課		11月11日	
建設部	8月31日	9月18日~	10月20日
整備課		11月11日	

## 2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

## 3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

## 4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき 事項はなかった。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改 善を促した。